

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 29 年8月3日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700061号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1700041号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年7月14日の標準賞与額を36万円、同年12月12日の標準賞与額を41万8,000円、平成16年7月15日の標準賞与額を36万7,000円、同年12月12日の標準賞与額を44万9,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月14日、同年12月12日、平成16年7月15日及び同年12月12日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月14日、同年12月12日、平成16年7月15日及び同年12月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月  
② 平成15年12月  
③ 平成16年7月  
④ 平成16年12月

私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間①から④までについて、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録がないので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社が平成25年2月14日(受付)に総務省年金記録確認第三者委員会に行った一括申立てにおいて、同社から年金事務所に提出された賃金台帳により、請求者は、同社から請求期間①は36万700円、請求期間②は41万8,700円、請求期間③は36万7,500円及び請求期間④は44万9,800円の賞与を支給され、各賞与額の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことから、請求期間①の標準賞与額は36万円、請求期間②の標準賞与額は41万8,000円、請求期間③の標準賞与額は36万7,000円及び請求期間④の標準賞与額は44万9,000円であることが認められる。

また、請求期間①から④までの賞与支払日については、上記賃金台帳に記載された支給日から、請求期間①は平成15年7月14日、請求期間②は同年12月12日、請求期間③は平成16年7月15日、請求期間④は同年12月12日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成15年7月14日、同年12月12日、平成16年7月15日及び同年12月12日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。